

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることによりサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

当社はより多くの「こころと身体」の健康の実現に貢献することを社会的使命と考えます。お客さまへの最適なサービス提供を行うため、自社のみならず、ヘルスケア領域で信頼と実績のある企業との連携も含めたサービス開発を行います。

b. 専門人材との連携

当社は、産業医・保健師・産業保健師・看護師・精神保健福祉士・臨床心理士・管理栄養等の専門職との提携によるサービスを提供しています。フォローアップ体制を通じて品質の維持向上に取り組んでいます。

c. 健康経営に関する取組

健康経営の実践ならびに健康経営調査に基づいた基盤づくり支援、データ分析、保健指導・メンタル対策等のソリューション提供を通じ企業の健康経営支援に取り組んでいます。

d. 事業継続/働き方改革支援

当社のヘルスケア領域における専門性を活かし、企業・取引先の従業員の「こころと身体」の健康維持・増進のための助言・情報提供を行うとともに、BCP 策定支援を通じて、事業継続と働き方改革の強化に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

製造委託等代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片面的な秘密保持契約の締結、取引上の優越的な立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

2022年9月1日

(2026年6月1日 更新)

SOMPOヘルスサポート株式会社

代表取締役社長 下川 亮子